

# 市商連ニュース

令和4年6月1日 No.93

一般社団法人 川崎市商店街連合会

<https://k-shouren.jp/>

☎044-548-4107

## 知っていますか？ インボイス制度

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として**インボイス制度**が始まります。「インボイス」とは、適用税率や税額の記載を義務付けた請求書のことです。

この記載義務を満たした請求書により消費税を計算して納付しようという制度です。現在の消費税率は原則10%ですが、食品等は8%と2つの税率が混在しています。売り手が買い手に対して、この商品に課税されている消費税率・消費税額が10%なのか8%なのかを請求書の中に明記する「**適格請求書（インボイス）方式**」が採用されます。「適格請求書」を発行できるのは、適格請求書発行事業者に限られ、事前の登録申請が必要です。（令和5年3月31日まで）  
なお、詳細については、税理士・会計事務所又は国税庁や税務署にお問合せください。  
今後も市商連では、**インボイス制度**について情報提供を行ってまいります。

【問合せ】国税庁インボイス相談センター  
Tel0120-205-553

## 神奈川県 の 商店街 補助金

【商店街等プレミアム商品券支援事業補助金】  
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街の活性化及び地域の消費を喚起するためのプレミアム商品券の発行事業を支援します。対象経費は、商品券のプレミアム分、商品券の印刷費、事業の周知の広告宣伝費など ※プレミアム分は30%まで  
補助率：3/4以内  
補助の上限：200万円 ※会員数が41店舗以下の団体は100万円（7月29日まで）



## 【商店街等名産 PR 事業補助金】

商店街の魅力ある商品等を再発見して、商店街の名産品として情報発信する PR 事業を支援します。①商店街等で「名産品」を決定（商品やサービス）②名産品の周知を図る③名産品を景品に取り入れた福引や抽選会、キャンペーンなど。対象経費は、景品類の経費、名産品開発費、広告宣伝費など  
補助率：3/4以内  
補助の上限：30万円（12月



16日まで)【問合せ】神奈川県商業流通課  
Tel045-210-5612

## じもと応援券（第3弾）事業者説明会

じもと応援券（第3弾）は電子商品券での発行となります。登録店舗ごとに設置するQRコードを利用者のスマートフォンで読み取り、決済画面で、利用者が決済額を入力します。電子商品券の取り扱い等について、不安や疑問をお持ちの商店街やグループなどに対して、説明会を実施しています。説明会実施のご希望は、市商連事務局まで。

## 第11回通常総会の結果

令和4年5月23日（月）に川崎市産業振興会館10階第4会議室にて、第11回通常総会を開催し、第1号議案：令和3年度事業報告及び収支決算書、第2号議案：令和4年度事業計画及び収支予算について、出席者全員の全会一致で承認されました。コロナ禍での開催となるため、昨年度と同様、議案の審議のみを行いました。会員の皆様のご協力に感謝申し上げます。

